

25 年 1 月 10 日 保護司会美園分区の活動紹介

その前に保護司とは、

[保護司法](#)・[更生保護法](#)に基づき、[法務大臣](#)から委嘱を受けた非常勤の[国家公務員](#)（無給）で、[犯罪](#)や[非行](#)に陥った人の更生を任務とするとあります。

その任務の内容は、

[犯罪](#)や非行に陥った者が保護観察を受けることになると、その期間中、保護観察所の保護観察官とともに、対象者と面接して生活状況を調査し、保護観察中に決められた約束事（遵守事項）を守るように指導をし、生活相談など社会復帰への手助けをする。また、刑務所や少年院などの矯正施設に入っている者について、釈放後の帰住先が更生のために適当かどうかを調査し、その環境を調整する。そのほか[法務省](#)の主催する「[社会を明るくする運動](#)」も中心になって運営し、地域における犯罪予防運動も行う。（上記Wikipedia抜粋）

非常に難しい任務です。よって、保護司となる人には、地域で信望があり、時間の融通が利きやすいことなどが条件とされます。

母体となる豊平区保護司会は昨年 40 周年となり、11 月には記念式典が行われました。豊平区の定員は現在 70 名で、美園分区は定員・現員ともに 8 名で活動しています。

美園分区では、月 1 回地域処遇会議（定例会）を開き、会員による事例発表、情報交換を行うとともに、区主催の年 4 回の研修会に参加し、保護観察官からの講義を聞いたり、事例による問題解決方法などを学んでいます。

また、社会を明るくする運動の一環として、地区の夏祭りや地域の中学生との共同による街頭ティッシュ配布により、啓発運動を行っているほか、小中学校生を対象として作文募集をしたり、暴力追放運動とともに街頭行進にも参加をしています。





つぶやき : 分区長にお聞きしたところ、対象者はここ数年、横ばいとのこと。いろいろな犯罪が横行してきている昨今、いつか対象者が皆無となることを願っています。皆さん、よろしくお願いいたします